オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和８年 11 月 20 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部

中国まちづくり支援事務所長 布施　昌也

1　調達内容

(1)　調達件名

広島市中心部におけるまちづくりの官民連携プロセスデザイン業務

(2)　調達内容詳細

仕様書による。

(3)　履行期間

契約締結日の翌日 から 令和９年３月５日 まで

(4)　履行場所

原則として受注者の事務所

(5)　納入場所

広島県広島市東区若草町 12－１アクティブインターシティ広島オフィス棟９階
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所広島都心部再生課

(6)　見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2　参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　機構関西地区における令和７・８年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格を有している者で、「役務提供」に係る業種区分の認定を受けていること。
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3)　公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5)　本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html）参照）等を承諾していること。

3　見積書の提出場所等

(1)　見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒732－0053　広島県広島市東区若草町 12 番１号ｱｸﾃｨﾌﾞ ｲﾝﾀｰｼﾃｨ広島ｵﾌｨｽ棟９階
独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所広島都心部再生課
電話　082-568-8951

(2)　見積書の提出期限及び提出方法

①　提出期限　令和８年 11 月 27 日（金）10 時 00 分

②　提出方法

持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ

(3)　見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4　その他

(1)　契約保証金　免除

(2)　契約書作成の要否　要

(3)　支払条件　完成払

(4)　見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(5)　契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(6)　仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒732－0053　広島県広島市東区若草町 12 番１号ｱｸﾃｨﾌﾞ ｲﾝﾀｰｼﾃｨ広島ｵﾌｨｽ棟９階
独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所広島都心部再生課
電話　082-568-8951

以　上

見　　積　　書

金　　円也（税抜）

ただし、広島市中心部におけるまちづくりの官民連携プロセスデザイン業務
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年　　月　　日

住　所
会社名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所長　布施　昌也　殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
※2 連絡先（電話番号）１　：
連絡先（電話番号）２　：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

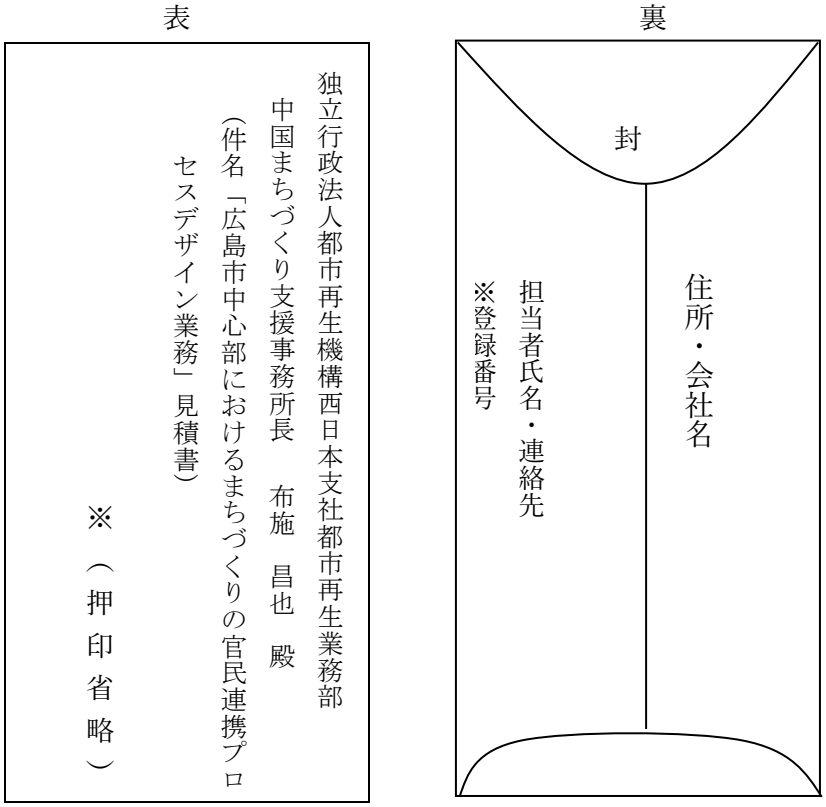

※　機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（関西地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※　押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と記載すること。

業務仕様書

１．件名

広島市中心部におけるまちづくりの官民連携プロセスデザイン業務

２．履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月５日まで

３．業務の目的

広島のまちは被爆復興期に描かれた都市計画を基本に平和公園、平和大通り、河岸緑地といった都市構造を構築してきた。

広島市は、平和大通りを「鎮魂、憩い、にぎわい、おもてなしが調和し、都心の回遊を促す平和のシンボルロード」として位置づけており、『ひろしま都心活性化プラン』に基づき、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用の取組を進めている。

また広島市は、「水の都ひろしま」構想のもと、河川や河岸緑地を都心の重要な公共空間として位置づけ、水辺のオープンカフェやイベント利用、親水空間の整備などを通じて、水辺と都心活動が一体となった魅力あるまちづくりを進めており、平和・観光・にぎわいを支える都市資源としてその価値が高まっている。

本業務では、エリアマネジメント、産学官連携、都市ビジョン策定及びプロセスデザイン等の専門的知見を活用し、広島市中心部での将来的な建物更新や土地利用の変化を契機とした、周辺エリアとの連携による価値向上の可能性について、行政、地権者のほか、まちづくりに影響を及ぼすプレーヤー等の関係者が、まちづくりの将来像について勉強会で議論し、共有することで、具体的な連携方策および持続的なまちづくりにつなげることを目的とする。

４．業務対象区域

広島市中心部（別紙参照）

５．業務内容

本業務では、以下に掲げる業務を行うこととする。

（１）業務対象区域の現状整理

既存資料および公開情報等を活用し、業務対象区域における行政計画とその内容について整理するとともに、民間開発動向やエリアマネジメントの活動等、基礎情報を収集し整理する。

（2）まちづくり勉強会の運営

本業務の中核として、関係者がエリアの将来像を共有し、具体的な連携方策を検討するための勉強会を3回程度開催し、ファシリテーターとして運営する。

なお、勉強会への参加者は、広島市および当機構のほか、当機構が推薦する民間組織を2から3団体加えるものとする。各回に必要な資料作成および議論のとりまとめや議事録の作成を行う。

6．成果品

（1） 報告書：A4サイズ、3部

（2） 報告書、その他業務において作成した資料の電子データ一式

7．その他特記事項

（1） 本件業務受注時においては当機構と受注者で打合せを行い、本件業務の内容について双方で確認を行うこと。また、成果品納品の前に受注者から当機構に対して報告書の内容や分析結果等に係る十分な説明を必ず行うこと。

（2） 本仕様書に記載のない事項については、その都度、当機構と協議を行い、指示を受けること。

（3） 本業務を円滑に進めるために、常に密接な連絡を保ち、疑義や問題点が生じた場合は、速やかに当機構と協議し、その指示に従い円滑に業務を遂行すること。

（4） 当機構が従前より有していた著作権を除き、成果品の著作権は、受注者に帰属するものとする。但し、当機構における事業化検討、意思決定手続その他の成果物を使用するために必要な範囲で、当機構が著作権法に基づき成果物を利用することを受注者は無償で許諾するものとする。

また、本号に定める場合において、受注者は成果品に係る著作者人格権を一切行使しないものとする。

（5） 本業務において使用する写真、資料、映像、音声等については、当機構及び受注者が版権を有するものを使用することとし、他者が版権を有するものについては原則使用しないこと。

なお、他者が版権を有する著作物を使用する場合は、その許諾等手続きの一切を受注者が行うこととする。

（6） 本件について他者との間でトラブルが発生した場合は、受注者において責任を持って対応の上解決するものとする。

（7） 次に掲げる本業務の「主たる部分※」を再委託することは出来ない。

※業務内容における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断。

（８）　当機構より受注者に対して提供若しくは貸出をされた資料等については、本業務以外での使用を禁ずると共に、当機構からの返還要求若しくは履行期間満了時にあってはすみやかにそれを返却するものとする。

（９）　業務の完了後であっても、成果品に明らかな誤謬が発見された場合は、受注者の責任において訂正するものとする。

（10）　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①　業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

②　①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した文書により当機構に報告すること。

③　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当機構と協議を行うこと。

（11）　勉強会の運営にあたっては、まちづくり検討に関するワークショップ等においてファシリテーター役として勉強会運営や意見集約を行った経験を有している担当者を配置することが望ましい。なお、当該経験を有する担当者の配置が困難な場合は、監督員の指示を仰ぐこと。

（12）　勉強会の開催に際し、有識者の招へい、勉強会会場の借り上げや茶菓の提供などの業務に必要となる一切の経費に関しては、本業務の請負代金額に含むものとする。

８．守秘義務

受注者は、情報管理を徹底するため、業務遂行上知り得た全ての情報について厳格に管理を行うこととし、故意または過失により第三者に漏らしてはならない。

また、本業務の成果品及び資料等についても同様とし、第三者に頒布及び公開することを固く禁ずる。

本義務に違反した場合は、速やかに当機構に知らせた上、双方協議の上誠意をもって対応することとする。なお、本義務に違反して当機構が損害を被った場合、受注者は機構が被った一切の損害について賠償するものとする。

以　上

別紙


業務対象区域
アストラムライン
JR山陽本線
旧太田川
京橋川
猿猴川
相生通り
広島電鉄
白島駅
新白島駅
横川駅
横川一丁目駅
城北駅
家庭裁判所前駅
縮景園
縮景園前駅
女学院前駅
広島駅
本川町駅
県庁前駅
紙屋町西駅
紙屋町東駅
八丁堀駅
胡町駅
稲荷町駅
的場町駅
松川町駅
段原一丁目駅
比治山下駅
比治山橋駅
中電前駅
市役所前駅
鷹野橋駅
二葉山
中央公園
広島城
旧市民球場跡地
原爆ドーム
平和記念公園
広島市役所
© GeoTechnologies, Inc.「PL21001」